

関係事業主殿

[登録番号: 第 10 号 有効期間: 令和 6 年 3 月 30 日]
長野労働局長登録教習機関 (一社) 長野県労働基準協会連合会
(一社) 長野労働基準協会
各労働基準協会

玉掛け技能講習

開催のご案内

労働安全衛生法第 61 条 施行令第 20 条では、制限荷重が 1 トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1 トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛け(ワイヤーロープやチェーンその他の玉掛け用具を用いて、荷を吊るために行う荷掛けおよび荷外しの作業)の業務に従事する者は、所定の技能講習を修了した資格者でなければならないことになっています。

長野労働局長登録教習機関であります当連合会では、この資格を取得する講習を下記により開催いたしますので、関係者は是非この機会に資格を取得されますようご案内申し上げます。

記

1. 受講資格区分

(玉掛け技能講習規程第 4 条に係る特例は適用いたしません)

受講資格区分		資格の内容	免除科目
A	免許等所持者	◇クレーン運転士、クレーン運転士(床上運転式限定)、移動式クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士、クレーン・デリック運転士、クレーン・デリック運転士(クレーン限定)(床上運転式限定) 以上の免許所持者 ◇床上操作式クレーン(5 トン以上)運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習の修了者 (特別教育は除く)	講習科目の一部(玉掛けに必要な力学に関する知識)の免除
B	A 以外の人		

2. 講習月日・会場・締切日・定員

※初日は 8 時 55 分からオリエンテーションを行います

開催月日	学科講習日	令和元年 12 月 17 日 (火)・18 日 (水)	学科講習は、12 月 17 日・18 日で行い 実技講習は、先着順 12 月 19 日からとし、19 日が定員になりましたら 20 日にさせていただきます。 (資格区分 A の人は学科講習 1 日目午後からの 1 日半、実技講習 1 日の 2 日半、資格区分 B の人は学科講習 2 日、実技講習 1 日の 3 日受講)
	実技講習日	令和元年 12 月 19 日 (木)又は 20 日 (金)	
受付時間	第 1 日目の受付は、区分 B の人は 8 時 40 分から、区分 A の人は 12 時 40 分からになります。		
会 場	長野地域職業訓練センター 長野市大豆島 4 0 3 4		
締 切 日	令和元年 11 月 29 日 (金)	締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきますが、定員に満たない場合は、締切日以後も受付しますので、各労働基準協会へお問い合わせ下さい。なお、12 月 11 日(水)以降の申込みの場合は修了証が郵送となりますので 404 円切手貼付の封筒をご用意ください。	
定 員	8 0 名		

3. 申し込み方法

- (1) 申込先 (一社)更埴労働基準協会 〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 96
(2) 提出書類 TEL026-292-0400 FAX026-293-0403

① 受講申込書	受講料及びテキスト代を添えてお願いします。 (労働基準協会会員事業場のテキスト代は不要です。)
② 写真 1 枚 (申込書貼付) 縦 3 cm、横 2.5 cm 裏面に氏名明記 修了証に使用します	正面、脱帽、上三分身(胸から上)(顔がサイズ画面いっぱいのものであるいははみ出したものは受付いたしません。)、背景無地、鮮明で傷のないもの、デジタルカメラで写した場合は専用の印画紙を使用した写真に限りです。
外国籍の方のみ③ 旅券(パスポート)・在留カード・特別永住者証明書 いずれかの写し	氏名が記載されている頁の写しを、受講申込書裏面の貼付欄に糊づけして下さい。

※ 上記①② を申込時に必ず提出して下さい。外国籍の方は③も貼付して下さい。

4. 受講料 (消費税含む) 区分Aの人1名 17,230 円 区分Bの人1名 18,280 円

※区分Aの方は申込受付時に必ず免許証等の写しを提出して下さい。

5. テキスト代 (消費税含む) (労働基準協会会員事業場は不要)

1 冊

1,650 円

6. 修了証

所定の時間を受講した方に対して試験を行い、合格者には3日目の修了式で修了証を交付します。

なお、12月11日(水)以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった合格者の方には修了式で合格証をお渡しし、修了証は後日郵送いたします。(郵送代 404 円ご負担下さい。)

また、満18歳未満の合格者の方には合格証をお渡しし、満18歳に到達した時点で修了証を郵送いたしますのでお含みおき願います。

7. 受講上等の留意事項

(1) 筆記用具(鉛筆、消しゴム)、電卓(携帯電話、スマホは使用禁止)携行のこと。

3日目は実技のため、筆記用具、電卓(携帯電話、スマホは使用禁止)携行のほか、作業しやすい服装で安全靴、安全帽(ヘルメット)、皮手袋(軍手)を整えて出席して下さい。

※お貸し出来ませんので各自必ずお持ち下さい。

(2) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。

(3) 申し込み受付後の取消しは12月10日までとし、その後の取消し及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還しませんのでお含み下さい。(労働基準協会会員事業場の方は、テキストのお渡しと、受講料の返還をいたしません。)

8. 講習時間・科目・講師

月日			時 間	講 習 科 目	講 師
学 科 講 習	12 / 17		8:55～	オリエンテーション	(一社)長野県労働基準協会連合会 講 師 増 田 潔
			9:00～12:00	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	
			13:00～14:00	クレーン等に関する知識	
			14:00～17:00	クレーン等の玉掛けの方法 一般的作業方法 玉掛け用具 基本動作 合図の方法	
	12 / 18		9:00～10:00	関係法令	小林労働安全コンサルタント事務所 所 長 小 林 督 忠 氏
			10:00～12:00	クレーン等の玉掛けの方法	増 田 潔
			13:00～15:00	一般的作業方法 玉掛け用具 基本動作 合図の方法	
			15:00～16:00	クレーン等運転のための合図	
実技講習			16:00～17:00	学科試験	
実 技 講 習	12 / 19	12 / 20	8:30～11:30	質量目測 玉掛け用具の選定 基本作業 応用作業	(一社)長野県労働基準協会連合会 講 師 増 田 潔 講 師 永 井 秀 行 講 師 岩 本 信 重
			12:15～15:15		
			15:15～17:00	実技試験	
			17:00	修了式	

9. 助成金制度を活用される皆様へ

本講習は「人材開発支援助成金」が受けられる場合がありますが、管轄する都道府県労働局へ訓練実施計画届を訓練開始1ヶ月前迄に提出することが必要となります。(但し、建設労働者技能実習コースは訓練実施計画届の提出が不要です。)

詳細につきましては

長野労働局職業安定部職業対策課 (TEL 026-226-0866) までお問い合わせください。

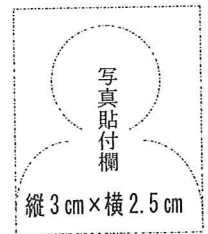
助成金受給申請時に必要な受講証明につきましては、会場に持参、若しくは受講終了後申請書をお送り頂ければ押印の上返送いたします。なお、持参、郵送ともに84円切手貼付の返信用封筒を申請書と併せてご用意ください。(注：必要事項の記載のないものは証明できませんのでご留意下さい)

10. その他

(1) 昼食を斡旋しますのでご利用下さい。(講習当日の注文になります)

(2) 会場の案内図は、受講票の裏面に掲載してありますので参考にして下さい。

◆写真貼付セロテープ不可◆
(修了証に使用します)



申込前に写真の再確認をお願いします

- ☐ 顔が大きすぎませんか
☐ 背景が無地ですか
☐ 鮮明で傷はありませんか

12月17日・18日・(19日又は20日) 長野市会場

玉掛け技能講習受講申込書

講習最終日に満18才に満たない者は、生年月日欄の満18才未満を○で囲んで下さい。

フリガナ		※協会名	※区分	※受講No.
氏名 正しい字体で記入して下さい		更 埴		
生年月日	昭和 年 月 日 清18歳未満			
現住所 〒番号必須 (団地、アパート名は不要)	〒 都・道・府・県	国籍 ※外国籍の方のみご記入ください。		
(日中連絡がとれる電話番号) ※個人で受講される方のみご記入ください。		労働基準 協会会員 関係	加入されている労働基準協会名を【】内に必ずご記入下さい。 加入されていない場合は会員外に○をご記入下さい。 【 】労働基準協会・会員外	
受 講 区 分 (A該当者の免許証等の添付欄) (この部分にのりを付けて貼付して下さい、A以外の人はBで○で囲んで下さい。)				
A			B	
[取得資格を○で囲み免許証等の表と裏の(同一面に免許証等名と氏名が記載されているものはその面だけでよい)コピーを上を受講区分欄に貼付して下さい。](複数取得している場合は1種類でよい。)				
クレーン運転士免許(床上限定含む) デリック運転士免許 移動式クレーン運転士免許 揚貨装置運転士免許 クレーン・デリック運転士免許(クレーン限定・床上運転式限定含む)			A以外 の人	
小型移動式クレーン運転技能講習修了 床上操作式クレーン(5トン以上)運転技能講習修了				
上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日				
事業場所在地 〒 事業場名 事業主職氏名		申込担当者所属 " 氏名 TEL () FAX ()		

(一社)長野県労働基準協会連合会長 殿 ★ご記入いただきました個人情報につきましては、本講習修了の履歴、修了証の発行を行うもので、個人情報保護法により当連合会が責任を持って厳重に管理しております。
※協会使用欄 受A17,230 B18,280 ⑦1,650 ⑧× ⑨入 受領月日 領収者 受講No.

受講者氏名を記入し、切り取らないで下さい。

玉掛け技能講習受講票

初日は8時55分からオリエンテーションを行います

※協会名	※区分	※受講No.	受講者氏名	講習月日	R1年12月17日・18日・19日 20日
更 埴				9時 9時 8時30分開講	
				講習会場	長野地域職業訓練センター

*1日目と2日目は8時40分から、3日目は8時10分からこの受講票を提示して受付を済ませて下さい。

Aの方は1日目は12時40分から受付します。

*席は指定席ですので、開講の5分前までに協会名・受講No.と同じNo.の席へお掛け下さい。

*会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意ください。

※テキスト	※	※	※
不	12	12	12 12
要	当	／	／
日	17	18	19 20

修了証の交付：当日・後日

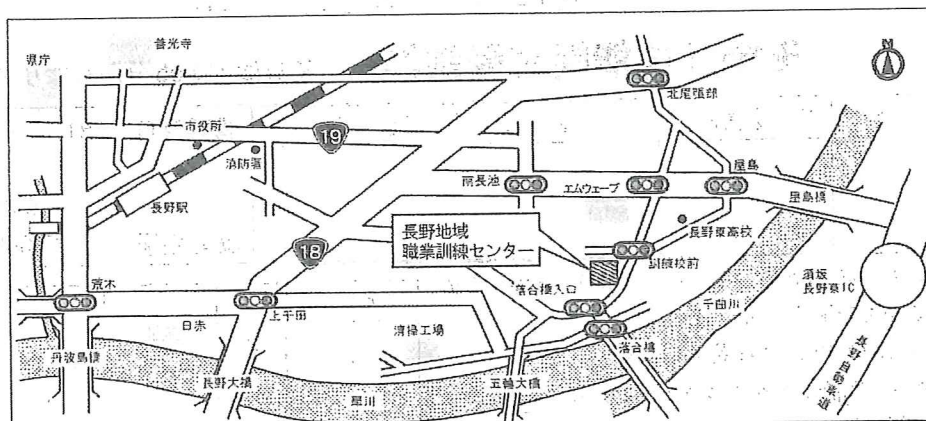
旅券(パスポート)・在留カード・特別永住者証明書のいずれかの写し貼付蘭
(糊づけしてください)

各地区労働基準協会所在地【講習の申込みは最寄りの労働基準協会へ】

労働基準協会名	所在地	TEL・FAX
(一社) 松本労働基準協会	〒390-0852 松本市大字島立 830-12	0263-40-3600・48-1388
(一社) 長野労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス 2-3	026-227-0235・227-1494
(一社) 諏訪労働基準協会	〒394-0004 岡谷市神明町 3-14-8	0266-22-2032・22-2067
(一社) 上小労働基準協会	〒386-0025 上田市天神 2-4-55	0268-23-2500・23-2507
(一社) 飯田労働基準協会	〒395-0063 飯田市羽場町 3 丁目 2-4	0265-22-6246・22-6248
(一社) 中野労働基準協会	〒383-0013 中野市大字中野 1863-1	0269-22-2255・23-0729
(一社) 佐久労働基準協会	〒384-0017 小諸市三和 1-4-7	0267-22-3841・25-1008
(一社) 伊那労働基準協会	〒396-0015 伊那市中央 5083-1	0265-76-6666・72-5855
(一社) 更埴労働基準協会	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 96	026-292-0400・293-0403
(一社) 大町労働基準協会	〒398-0002 大町市大町 6713-3	0261-22-0774・23-3601

(一社)長野県労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス 2-3	026-223-0280・223-0277
連 合 会	ホームページ http://www.naganoroukiren.or.jp	

会場案内図



所在地：長野市大豆島 4034 電話：026-221-0505

交通案内：JR 長野駅から大豆島東団地行きで約 25 分

須坂・長野東 IC から西へ約 3km、エムウェーブ交差点を左折して約 1km IC から約 10 分